

医療施設等物価・賃上げ対策事業

フローチャート

令和8年3月27日
福島県地域医療課

健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設である。

いいえ

支給対象外

はい

◆物価支援給付金の対象です
（有床・無床（医科・歯科）診療所）

はい

◆賃上げ支援給付金は以下の要件等を満たす場合に対象となります
（有床・無床（医科・歯科）診療所、訪問看護ステーション）

令和8年3月1日時点で「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを届け出ている施設である。

いいえ

医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみでの診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない施設である。

いいえ

支給対象外

はい

はい

令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する。

はい

いいえ



賃金改善の内容として、次のいずれか又は全てを実施し、給付金の全額を賃金改善に充てる。

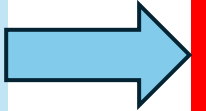
- 令和7年12月から令和8年5月までの間、ベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ）を実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。
- 給与規程等の変更に時間を要するため、本事業の給付額を活用して令和7年12月から令和8年3月までの4ヵ月分の一時金等を支給し、令和8年4月及び5月のベースアップを実施する。
- 令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回っており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。

※ 原則として、上記賃金改善は3月末までに実施する。ただし、やむを得ない理由（賃金が翌月払い、システム改修や給与データ入力に間に合わない等の対外的な理由は医療機関側で整理）がある場合は、4月以降、原則6月までに賃金改善を実施する。

※ 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させない。

※ 著しく偏った配分は行っていない。

いいえ



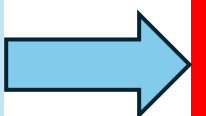
支給対象外

はい



賃上げ支援給付金を受給した場合、令和8年6月1日から令和8年8月1日までの間に県へ賃金改善報告書（別紙様式2-2、該当する場合は別紙様式2-3）を提出する。

いいえ



はい



◆賃上げ支援給付金の対象です